

保育所等における物価高騰への支援について

1. 概要

現在、コロナ禍による影響やウクライナ情勢、急速な円安の進行などの様々な要因により、光熱費及び食材の仕入れ価格の上昇が続いており、今後の先行きも不透明な状況である。このため、令和4年度は緊急対応として、保育所等に対し、物価高騰分を支援することにより、保育サービス等の安定化を図る。

2. 対象施設

私立認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、私立幼稚園、私立認定こども園、緊急保育室、定期利用保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業、こどもクラブ、区立保育所・区立認定こども園、認可外保育施設

3. 支援の内容

(1) 令和4年7月から9月まで

- ア. 光熱水費のうち物価高騰分(20%)を補助
- イ. 食材費のうち物価高騰分(児童1人当たり日額16円)を補助

(2) 令和4年10月から令和5年3月まで

- ア. 私立認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、私立認定こども園
児童1人当たり月額1,465円を補助

イ. 病後児保育事業

児童1人当たり日額60円を補助

ウ. 認可外保育施設(令和4年7月から9月までは対象外)

1施設当たり月額2万円を補助

エ. 区立保育所、区立認定こども園、私立幼稚園、緊急保育室、定期利用保育事業、一時預かり事業、こどもクラブ

令和4年7月から9月までの支援内容と変更なし